



当社では数年前から花形のクッキーを販売していますが、最近になってSNSで話題になり注目を浴びたことで販売数が急激に増加してきました。このクッキーの形状を保護するために商標登録をすることはできますか？

(和歌山県 T. O)



1. はじめに

わが国の商標法では、文字や図形などの平面商標だけでなく、立体的な形状についても商標として登録し、保護することが認められています。立体商標には、①立体的な形状のみからなるもの、②立体的な形状と平面商標とが結合してなるもの、③立体的な形状が案内標識（サインポスト）として使用されるもの——に分類され、②、③は比較的登録されやすいといえますが、①は自他商品等識別力が否定されて登録できないケースが数多くみられます。

2. 立体的な形状のみからなる商標の自他商品等識別力について

立体的な形状のみからなる商標の識別性については、特許庁が定める商標審査基準(改訂第15版)において、商標が指定商品等の形状そのものの範囲を出ないと認識されるにすぎない場合は、その商品等の「形状」を表示するものと判断すると定められています。この「商品等の形状そのものの範囲を出ない」か否かをどのように判断するかについては、同基準に以下のように規定されています。

(ア) 立体的形状が、商品等の機能又は美感に資する目的のために採用されたものと認められる場合は、特段の事情のない限り、商品等の形状そのものの範囲を出ないものと判断する。

(イ) 立体的形状が、通常形状より変更され又は装飾が施される等により特徴を有していたとしても、需要者において、機能又は美感上の理由による形状の変更又は装飾等と予測し得る範囲のものであれば、その立体的形状は、商品等の機能又は美感に資する目的のために採用されたものと認められ、特段の事情のない限り、商品等の形状そのものの範囲を出ないものと判断する。

このように立体的な形状のみからなる商標は、その形状が商品等の形状そのものの範囲を出ないと判断されやすく、商品等の形状を表示するものとして、基本的に自他商品等識別力が否定される傾向にあります。

一方で使用された結果、需要者が何人かの業務に係る商品等であることを認識できるほど著名になったものについては、例外的に商標登録を受けられます(商標法3条2項)。具体的には以下の事実に係る証拠を提出して、需

要者、取引者に出願商標が広く認知されていることを示します。

- 商標の使用態様、使用数量（生産数、販売数等）、使用期間、使用地域
- 広告宣伝の方法、期間、地域、規模
- 商品等の性質その他の取引の実情
- 需要者の商標の認識度を調査したアンケートの結果

なお、ご参考までに本件と同じく菓子の商品分野において、下記のような立体的な形状のみからなる商標が登録されています。

※登録第6419263号
第30類「チョコレート菓子」



3. 今後の方針について

以上のように、貴社商品の立体形状の商標を登録するためには著名性が必要であって、そのためのハードルは決して低いものではありません。

それでも登録に向けて挑戦されるのであれば、まずは販売数や広告宣伝方法等の情報を収集し、登録の可否を弁理士に相談されるとよいでしょう。